

平 成 3 0 年

大 東 市 議 会

開 会 議 会 議 案

提 出

平成30年4月2日

印刷物番号

30 - 5

も く じ

報告第 1号	大東市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告 について-----	1
報告第 2号	大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決 処分の報告について-----	1 1

報告第1号

大東市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

大東市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成30年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

平成30年4月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)が、平成30年3月31日付けで公布され、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を早急に行う必要があったため。

大東市市税条例の一部を改正する条例

平成30年3月31日

条例第14号

大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項および第4項」に、「および」を「ならびに」に改める。

第24条第1項中「によって」を「により」に改める。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第36条の2第3項および第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店もしくは主たる事務所もしくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店または主たる事務所もしくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項および第10項または第68条の91第4項および第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項および令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を

前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項および第10項または第68条の93の3第4項および第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項および令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第52条第1項および第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税または令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税または令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

- 5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税または令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該

当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税または令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

付則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項および第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

付則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項および第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

付則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 7 法附則第15条第29項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

付則第10条の2第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改める。

付則第10条の2第19項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第18項中「規定する」の次に「固定資産税に係る」を加え、同項を同条第25項とし、同条第17項を同条第24項とし、同条第16項を同条第23項とし、同条第15項を同条第22項とし、同条第14項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第

2 1 項とし、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 2 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 2 0 項とし、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 2 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 1 9 項とし、同条第 1 1 項を同条第 1 3 項とし、同項の次に次の 5 項を加える。

1 4 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

1 5 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

1 6 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

1 7 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

1 8 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

付則第 1 0 条の 2 第 1 0 項を同条第 1 2 項とし、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

9 法附則第 1 5 条第 2 9 項第 3 号に規定する市の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

1 0 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

付則第 1 0 条の 3 第 3 項を削り、同条第 4 項中「附則第 1 5 条の 8 第 3 項」を「附則第 1 5 条の 8 第 1 項」に改め、同項第 2 号中「附則第 1 2 条第 1 7 項」を「附則第 1 2 条第 8 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第 1 5 条の 8 第 4 項」を「附則第 1 5 条の 8 第 2 項」に、「附則第 1 2 条第 2 1 項第 1 号ロ」を「附則第 1 2 条第 1 2 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第 1 5 条の 8 第 5 項」を「附則第 1 5 条の 8 第 3 項」に改め、同項第 2 号中「附則第 1 2 条第 2 4 項」を「附則第 1 2 条第 1 5 項」に、「同条第 1 7 項」を「同条第 8 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「附則第 1 2 条第 2 6 項」を「附則第 1 2 条第 1 7 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 8 項各号」に改め、同項第 4 号中「附則第 1 2 条第 3 0 項」を「附則第 1 2 条第 2 1 項」に改め、同項

第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第11項とし、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場または同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日および登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

付則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

付則第11条の2の見出し中「平成28年度または平成29年度」を「平成31年度または平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分または平成29年度分」を

「平成31年度分または平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

付則第12条の見出しおよび同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項および第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第12条の2を次のように改める。

(用途変更宅地等および類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税に関する経過措置)

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)による改正後の法附則第18条の3の規定は適用しない。

付則第13条(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第13条の2の前の見出し中「昭和47年度」を「平成6年度」に改める。

付則第13条の3第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

付則第20条の4中「規定する」の次に「都市計画税に係る」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第20条の5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日か

ら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場または同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日および登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

付則第21条の前の見出しおよび同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第21条の2および付則第21条の3中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第22条から付則第24条までおよび付則第24条の3中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第25条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第28条中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加える。

付則第29条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の大東市市税条例（以下「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項および第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項または第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例によ

る。

報告第2号

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

平成30年4月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が、平成30年3月31日付けで公布され、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を早急に行う必要があったため。

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成30年3月31日

条例第15号

大東市国民健康保険税条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「490,000円」を「500,000円」に改める。

第24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大東市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。